

青森市津波避難ビル募集要項

1 目的

市では、青森県において公表された津波浸水予測を受け、今後、青森市において発生が想定される津波被害から市民の生命、身体の安全を確保するために、津波による地域ごとの浸水予測、避難行動に関する情報を提供することにより、市民一人ひとりの津波からの主体的な避難行動に資することを目的とした青森市津波避難計画を策定し、その中において「青森市津波避難ビルガイドライン」を定めています。

本市においては、地震発生から津波の到達時間が極めて短いため、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の制約により水平避難が困難な地域が生じるほか、観光客等が多数訪れる地域もあることから、緊急的・一時的な避難施設として「津波避難ビル」の確保が必要と考え、「青森市津波避難ビルガイドライン」に基づく施設の募集を行います。

2 津波避難ビルの指定要件

青森市津波避難ビルガイドラインの要件に基づき、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとします。

(1) 津波避難ビルの構造的要件

- ① RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- ② 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- ③ 避難スペースの高さは想定される津波の浸水の高さに3.5メートル（一般的な階層に相当する高さ）を加えた数値以上にある所とする。

(2) 津波避難ビルの位置的要件

- ① 青森市津波避難計画における避難対象地域にあること。（避難対象地域一覧を参照）
- ② 海岸に直接面していないこと。

(3) その他

- ① 津波警報又は大津波警報発表時から警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が必要と認めるときから市が必要でなくなったと認めるときまで津波避難ビルとして活用できる施設であること。
- ② マンション等住宅においては、津波避難ビル選定について、施設所有者・管理者及びマンション等住民の意見を代弁できる代表者の同意を得た施設であること。

3 募集について

前項で定める指定要件を満たす建物を所有又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）を対象に、下記のとおり募集します。

（1）必要書類

青森市津波避難ビルの協力に係る申請書（別添申請様式）に必要事項を記入し。添付書類等を添えて、下記、受付場所に提出してください。

なお、申請書類については返却いたしませんので予めご了承ください。

（2）申請書等の受付

募集開始時期：平成26年11月1日から（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで

受付場所：青森市総務部危機管理課（本庁舎2階）

提出方法：青森市総務部危機管理課（本庁舎2階）に直接持参してください。

4 協定の締結について

「2 津波避難ビルの指定要件」に適合する建物の中から、施設の現地調査等により適当と認められ、市と当該施設所有者等の間で合意が得られた場合、津波避難ビル指定に係る協定を締結し、津波避難ビルとして活用するものとします。

5 その他

（1）津波避難ビルとして指定した場合、市は広報あおもり及びホームページ等を利用して市民等に対して周知を行うとともに、青森市連合町内会役員会等に周知を図るものとします。

（2）津波避難ビルとして指定された施設には、その施設が避難ビルに選定されていることを示す表示板を掲示することとし、その際、標識のデザインはISOにより国際規格化されたピクトグラムを使用することとします。

（3）この要領に定めるもののほか、津波避難ビルの指定に関しては、青森市津波避難ビルガイドラインによるものとする。

<避難対象地域一覧>

地区	町名
浅虫地区	山下、内野、蛭谷、坂本
久栗坂地区	浜田、山辺
野内地区	菊川、鈴森、浦島
原別地区	原別（1～2丁目、5～8丁目）、 矢作（1～2丁目）、八重田（1～2丁目）、東造道（1丁目）
造道地区	造道（1～3丁目）、合浦（1～2丁目）
本町地区	港町（1～3丁目）、茶屋町、栄町（1、2丁目）、堤町（1丁目）、青柳（1～2丁目）、橋本（1丁目）、本町（1～5丁目）
新町地区・沖館地区	長島（1丁目）、古川（1丁目）、新町（1～2丁目）、安方（1～2丁目）、柳川（1～2丁目）、沖館（1、3～5丁目）、新田（1～3丁目）、篠田（1～3丁目）
油川地区	大浜、浪岸、船岡、中道、柳川、岡田、浪返、千刈、実法、羽白（沢田）
西田沢地区	西田沢（浜田、沖津）、飛鳥（塩越、岸田、福浦）
瀬戸子地区	瀬戸子（磯田、神田）、奥内（宮田、川合、平塚）
内真部地区	前田（中野、湯の沢）、清水（浜元）、内真部（平岡、岸田）、左堰（大科、野田）
六枚橋地区	小橋（福田、千鳥、伊沢、田川）、六枚橋（不浪知、磯打）
四戸橋地区	後潟（大原、平野）、四戸橋（磯部）

※避難対象地域等に変更があった場合、対象地域を見直すことがあります。また、上記のうち、一部が避難対象地域となっているところがあるので、詳細については危機管理課へご確認ください。

(申請様式)

平成 年 月 日

津波避難ビルの協力に係る申請書

青森市長 様

申請者 (所有者又は管理者)

所在地

名称

代表者名

㊟

電話番号

次のとおり津波避難ビルの協力について申請します。

建物の所在地			
建物の所有者	※申請者と異なる場合のみ、ご記入ください。		
建物の名称			
建物の種類	事務所・店舗・立体駐車場 その他 () ※該当するものに○をご記入ください。その他の場合はその種類をご記入ください。		
建物の構造	RC (鉄筋コンクリート造)・SRC (鉄筋鉄骨コンクリート造) ※どちらかに○を記入		
	階建	建物面積	述べ床面積 m^2
			使用可能面積 m^2
※建物の立面図、見取図等の建物の構造を確認できる書類を添付してください。			
建築年月	昭和・平成 年 月		
建築確認年月 (いずれかに○を記入の上、それぞれ書類を添付)	昭和56年6月以降	(別紙)添付書類1	
	昭和56年5月以前	耐震改修を実施している場合・・・(別紙)添付書類2 耐震診断を実施している場合・・・(別紙)添付書類3	
所有者承認 (申込者が所有者以外の場合のみ)	所在地 名称 代表者名 ㊟ 電話番号		
ご担当者 及び連絡先	氏名		
	電話		
	メール		
	F A X		

構造的要件の確認に関する書類一覧

(1) 津波避難ビルの構造的要件

- ① RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- ② 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- ③ 避難スペースの高さは想定される津波の浸水の高さに3.5メートル（一般的な階層に相当する高さ）を加えた数値以上にある所とする。

<構造的要件①及び②>

添付書類1：昭和56年6月以降に建築確認を行った建物の場合

1. 建築基準法に基づく検査済証（写）又は検査済証明書
2. 建築基準法に基づく確認済証（写）又は確認済証明書

など、昭和56年6月以降に建築確認が行われた建物であることを証明する書類

添付書類2：耐震改修により耐震基準への適合を確認した建物の場合

1. 補強設計内容報告書（建築士の記名・押印のあるもの）＋工事請負契約書（写）
2. 判定委員会等による補強設計判定書（写）＋工事請負契約書（写）
3. 耐震改修法に基づく計画認定書（写）

など、耐震改修により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類

添付書類3：耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物の場合

下記のうち、いずれかの書類を添付してください。

1. 診断結果報告書（写）（建築士の記名・押印のあるもの）
2. 判定委員会等による耐震診断結果判定書（写）

など、耐震診断により新耐震基準（昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する基準）を満たしていることを証明する書類

<構造的要件③>

構造的要件の③については、建築物の立面図など、階数・構造が分かるものにより確認しますので、忘れずに添付してください。

白紙ページ

◆問合せ先

青森市総務部危機管理課

(場 所) 青森市役所本庁舎2階(青森市中央一丁目22-5)

(電 話) 017-734-5059(直通)

(F a x) 017-734-5061